企画提案公募型事業者選定実施要領

【中野区子ども・若者支援センター分室調理業務委託（単価契約）】

募集告知	令和８年１１月４日（水）
参加表明書等提出期限　及び　質問受付期限	令和８年１１月１８日（水）午後３時
応募資格審査結果通知　及び　質問に対する回答	令和８年１１月２６日（木）（予定）
企画提案書等提出期限	令和８年１２月３日（木）午後３時
応募者確定通知　及び　ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和８年１２月１４日（月）（予定） 令和８年１２月中旬～下旬（予定）
選定結果通知予定時期	令和９年２月上旬（予定）
契約締結予定時期	令和９年４月（予定）

〒164-8501　東京都中野区中野四丁目 11 番 19 号
中野区役所８階
中野区総務部契約課契約係
ＴＥＬ　03-3228-8903
ＦＡＸ　03-3228-5647
E-mail　keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

１　公募の趣旨

中野区では、令和４年４月に中野区児童相談所を開設し、一時保護所において主に２歳以上１８歳未満の児童（以下「児童」という。）を一時保護している。開設以降、児童虐待や非行、養育困難など、様々な理由により入所する児童に対し、安全で良質な食事の提供に取り組んできた。子どもの心身の健やかな成長と発達並びに健康を保持するため、必要な栄養所要量を確保し、子どもの生きる権利を保障する、安全で良質なおいしい食事を引き続き提供する必要がある。

上記の目的達成に向け、入所児童への家庭的で温かみのある安全な食事を提供するため、引き続き、栄養士業務及び調理業務を民間事業者に委託する。

事業者選定にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式を採用し、衛生管理、子どもの発達段階や健康状態に応じた対応、食物アレルギー対応などに関する専門性及び十分な業務遂行能力を有する事業者からの企画提案を受け、その専門性、業務遂行能力、社会性・信頼性及び見積額を総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

２　委託内容

中野区子ども・若者支援センター分室調理業務委託（単価契約）

（詳細は、別添仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合には、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された請負金額が変更されることはない。

３　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っていると区が判断した場合は、次年度以降について、契約を行う場合がある。

４　委託料等

委託する施設の名称・所在地及び委託料（原材料費を除く）の参考基準価格（消費税相当額を除く）は、下表Ａのとおりとする。

Ａ

施設名	所在地	参考基準価格（税抜）
子ども・若者支援センター分室	非公開 （中野区内）	３４，５６０，０００円

※注１　上表の参考基準価格は、人件費、管理費等の業務委託費の額であり、原材料費は含まれない。なお、原材料費は、区の所定単価及び予定数量により上限額を定め、実績に応じて支払う単価契約とし、業務委託費の見積金額に原材料費の上限額（下表Ｂ）を加算して最終的な契約額（税抜）とする。

【原材料費加算額（税抜)】　※支払いは実績食数による。

B

区分		１食当たり 税抜単価（円）	予定食数 （期間総数）	計（円）	（参考） 予定食数内訳
一般食	朝食	３７３	７，３００食	２，７２２，９００	いずれも ２０食×３６５日
	昼食	３７３	７，３００食	２，７２２，９００	
	夕食	３７３	７，３００食	２，７２２，９００	
おやつ		１００	５，４７５食	５４７，５００	１５食×３６５日
原材料費　計（税抜上限）				８，７１６，２００	

※注２　委託経費見積額が上表Ａの参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

※注３　参考基準価格とは、委託経費の概算見積額をいう。令和９年度予算案が確定していないため、予定価格の提示はできない。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和９年度の予算が確定した段階において、予定価格が参考基準価格を下回る場合がある。

※注４　本事業は令和９年度一般会計予算案に計上する予定であり、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、契約を行わない場合がある。

※注５　施設の所在地については、入所児童の安全確保の観点から非公開とするため、契約締結後に受託事業者へ告知する。

５　準備業務委託

中野区子ども・若者支援センター分室調理業務委託（単価契約）を実施するに当たり、円滑に事業を開始することを目的として、契約締結候補者に準備業務を委託する。ただし、選定の結果、現に本業務を受託している事業者が契約締結候補者となった場合は、引き続き同一事業者が業務を継続することから、準備業務委託は行わない。

（１）委託内容

中野区子ども・若者支援センター分室調理準備業務委託

（詳細については、参考仕様書のとおり）

（２）委託期間

令和９年３月１日から令和９年３月３１日まで

（３）参考基準価格（消費税相当額を除く）

１，９４８，０００円

※調理業務準備委託の見積りについては、中野区子ども・若者支援センター分室調理業務委託の参考基準価格（業務委託費）に対する見積額の割合（請負率）を適用する（１円未満の端数切り捨て)。

◆　請負率　＝　業務委託費の見積金額　／　３４，５６０，０００ 円
準備業務委託費の見積金額　＝　１，９４８，０００ 円　×　請負率

6　応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

（１）児童を対象とし、１日３食（朝食・昼食・夕食）を、休日を含め継続的に提供することを基本とする施設（※１）の調理業務を参加表明書の提出日時点で受託しており、かつ、令和５年度から令和７年度までの間に１年間以上直接受託のうえ業務完了した実績を有する事業者であること。

なお、当該施設は、次のアまたはイのいずれかに該当するものであること。

ア　東京都内に所在する施設

イ　上記ア以外の施設の場合は、その施設の所在地が人口３０万人以上（※２）の地方公共団体（令和８年１月１日現在の住民基本台帳の人口による）に該当する施設

※１　児童相談所、児童福祉施設、病院等、施設の種別は問わない。

※２　道府県立の施設の場合は当該道府県の人口により、市区町村立または民間の施設の場合は当該施設が所在する市区町村の人口による。

なお、上記の受託実績について、業務実績等調査票（様式第３－１号）に、内容を確認できるもの（契約書等の写し）を添付すること。また、実績に応じて、以下の資料を提出すること。

・児童相談所以外の施設の実績の場合、児童に食事を提供していること及び土曜・日曜・祝日を問わず継続的に提供することを基本としている施設であることを確認できる資料

・上記イの実績の場合、人口を確認できる資料

（２）参加表明書の提出日時点で栄養士としての勤務経験を有する従事者（１名以上）を配置可能な事業者であること。なお、当該栄養士は、以下の①～③の全業務を同一施設（※）内で１年間以上行っていること。

①献立作成業務

②給食管理業務（食材の調達、食材の在庫管理、調達食材の検収、調理業務の履行指示及び確認並びに食数管理の全てを指す）

③栄養管理業務

（※）施設：年間を通して児童に食事を提供する施設を指す。
なお、児童相談所や児童福祉施設、病院等施設の種別は問わない。

なお、当該栄養士の資格及び実務経験については、配置従事者実績票（様式第３－２号）に、内容を確認できるもの（資格や経験等を証明する書類）を添付すること。

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。

（４）参加表明時に東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。

（５）中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（２０１０年中野区要綱第１７３号）の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。

（６）中野区契約における暴力団等排除措置要綱（２０１２年中野区要綱第１４８号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。

（７）会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

７　参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）により申し込むこと。

（１）提出書類（データ）及び提出期限

	提出書類（データ）			書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	①	参加表明書	様式第１号	ＰＤＦファイルを電子添付	令和８年１１月１８日(水)午後３時まで
		②	事業者申告書	様式第２号		
		③	業務実績等調査票	様式第３-１号		
		④	配置従事者実績票	様式第３-２号		
	任意	※	質問書（ある場合のみ）	質問書様式	Ｅｘｃｅｌファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	⑤	参加申込書	様式第４号	ＰＤＦファイルを電子添付	令和８年１２月３日(木)午後３時まで
		⑥	企画提案書（表紙・本文）	様式第５号		
		⑦	見積書	様式第６号		
		⑧	見積額の内訳	様式任意		

（２）提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出すること。

ア　参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類ＰＤＦ添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html
（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和８年１１月４日（水）
～令和８年１１月１８日（水）午後３時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のＰＤＦファイルを添付すること。

イ　参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを中野区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和８年１２月３日（木）午後３時（必着）

（３）注意事項

ア　参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。

イ　所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ　指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ　受付期間中に電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）にて正常に受信したものを有効とする。

オ　システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、中野区は責任を一切負わない。

カ　契約の締結にあたっては、中野区指定の標準約款を使用する。

キ　本案件は中野区公契約条例の労働報酬下限額の適用対象となる予定である。同条例並びに同施行規則を遵守すること。その他詳細については、中野区ホームページ「中野区公契約条例について」に掲載している手引き等を参照すること。なお、令和９年度の労働報酬下限額は決定していないため、今年度の労働報酬下限額１，５１０円を参考に、金額の変更があることを前提に、見積書を作成すること。提示された見積金額を後から変更することはできない。

（４）企画提案書の作成における注意事項

ア　「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、又はそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ　「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと（例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む）。なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ　Ａ４判縦左綴じ、文字の大きさ１０．５～１２ポイント、本文１０ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ　ファイル形式はＰＤＦとし、保護をかけないこと。

オ　パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

（５）提出書類の審査

上記（２）によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア　電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「６　応募資格」で定める各要件の適否等の状況を中野区で確認する。

応募資格審査結果は、令和８年１１月２６日（木）までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、中野区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ　失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。応募資格審査結果通知予定日の翌営業日までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課へ連絡（電話：03-3228-8903）すること。

ウ　上記アの通知後、電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を中野区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和８年１２月１４日（月）までに電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、中野区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

８　質問及び回答

（１）質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前記「７（２）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（ＬｏＧｏフォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

（２）質問期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１８日（水）午後３時まで

（３）回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和８年１１月２６日（木）までに、前記「７（５）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

９　ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

（１）ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和８年１２月１４日（月）

（２）ヒアリングの実施（予定）

令和８年１２月中旬～下旬

（３）場所

中野区役所

なお、詳細は上記（１）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

10　選定方法等

（１）選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

（２）審査基準

別添、評価基準表のとおり。

（３）審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和９年２月上旬頃に書面で通知する。

（４）契約締結候補者の決定

交渉順位第１位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

（５）失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が２０点未満、ヒアリング審査の合計点が４点未満、書類審査（提案内容）の評価１７項目のうち３項目以上が１点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計　　１０１点

<table>
<tr><td colspan="2">①　技術力評価　８３点</td><td rowspan="3">②　信頼性・社会性　８点</td><td rowspan="3">③　価格点　　１０点</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>企画提案・ヒアリング</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>８０点</td></tr>
</table>

※ 価格点　＝５０×（1－　見積金額　/　３４，５６０，０００円（参考基準価格））

ただし、価格評価の上限は１０点とする。

11　審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット（東京電子自治体共同運営電子調達サービス）上にて公表する。

12　その他

（１）この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

（２）提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア　提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ　提出書類の返還は行わない。

ウ　中野区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「７　参加申込方法（４）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ　この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

（３）この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

（４）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

（５）提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

13　問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所８階窓口）
〒164-8501　東京都中野区中野四丁目１１番１９号
電話番号 03-3228-8903（直通）
電子メールアドレス　keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp